

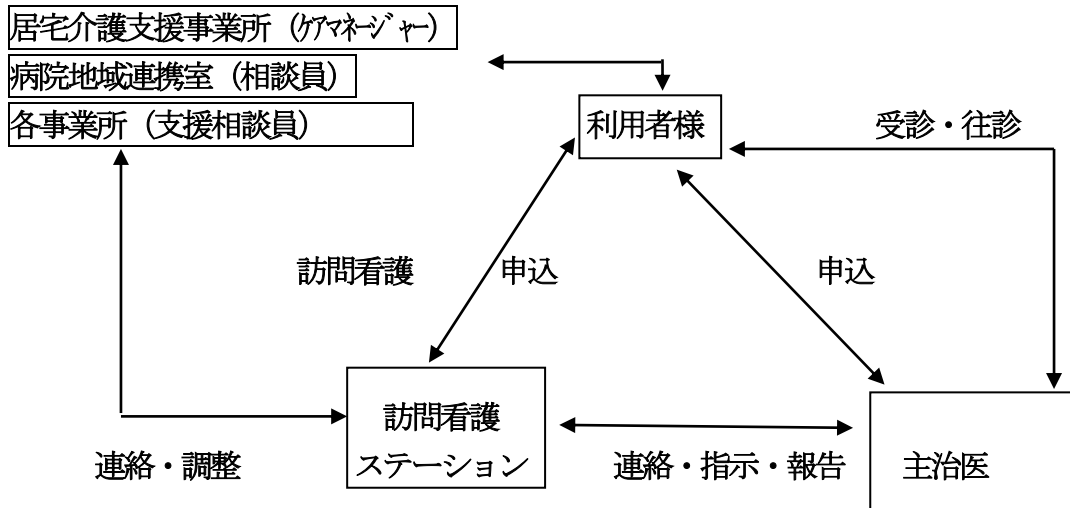
# 訪問看護サービスのご案内 (重要事項説明書)

令和7年2月1日改訂版

医療法人賛幸会

訪問看護ステーションはまゆう

## 1 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できるかたもいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャー、相談員にご相談下さい。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

## 2 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察・健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

## 3 営業日時のご案内

- ・ 営業日 月曜日～土曜日まで
- ・ 休業日 日曜日・祝日・盆・年末年始
- ・ 営業時間 午前8時45分から午後5時30分
- ・ 訪問時間 午前9時から午後5時まで

当ステーションは年間をとおして24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

種別	介護保険	医療保険
利用できる方	介護保険の被保険者で要支援・要介護と認定され、主治医が訪問看護を必要と認めた方 ① 65才以上（第1号被保険者） 要介護・要支援に認定されていること ② 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者） 16特定疾患に該当し要介護・要支援に認定されていること  所得に応じて負担割合が違います（1割～3割）	主治医が訪問看護の必要を認めた方のうち下記状態に該当する方 ① 40歳未満の医療保険加入者とその家族（妊産婦や乳幼児含む） ② 40歳以上65歳未満の16特定疾患者以外の者 ③ 65歳以上で要介護・要支援に該当しない者 ④ 要介護・要支援うち以下の場合 ・特別訪問看護指示書期間 ・厚生労働大臣が定める疾病等 ・精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護
基本利用料	（ ）内は介護予防の単位数 ・20分未満の看護 314（ 303）単位/回 ・30分未満の看護 471（ 451）単位/回 ・60分未満の看護 823（ 794）単位/回 ・90分未満の看護 1,128（1,090）単位/回 （准看護師は所定額の90/100） ※1割負担の場合1単位1円とする。 ※1回は20分のリハビリ提供。  ・訪問看護事業所の理学療法士等が訪問する場合 1回につき294（284）単位/回 2回目以降は所定額の90/100 介護予防訪問看護を開始して12か月を超えると（-15）単位/回となります。 ※理学療法士等の訪問についての詳細は別紙料金表をご覧ください。	（基本療養費Ⅰ） ・看護師週3日迄 5,550円 ・看護師週4日目以降 6,550円 （管理療養費） ・月の初回 7,440円 ・2回目以降 3,000円（R6.10.1からは2,500円となります）  医療費は合計金額の1割～3割負担となり ご利用者個人により自己負担割合は違います。
各種加算	・初回加算Ⅰ 350単位/月 ・初回加算Ⅱ 300単位/月 ・緊急時訪問看護加算Ⅱ 574単位/月 ・夜間早朝：基本利用料の25%加算 ・深夜：基本利用料の50%加算 ・特別管理加算（Ⅰ500単位・Ⅱ250単位） ・ターミナルケア加算 2,500単位	・6歳未満の乳幼児 1回1,800円 ・24時間対応体制加算 ロ 6,520円（別途契約要） ・複数名訪問看護加算（別途契約要） 看護師とリハビリ職の同行 4,500円（週1回限） 看護師と看護補助者の同行 <回数制限がある場合> 3回まで/週 3,000円 <回数制限がない場合> 1回/日 3,000円 2回/日 6,000円 3回以上/日 10,000円 ・特別管理加算（Ⅰ5,000円・Ⅱ2,500円） ・ターミナルケア療養費 25,000円
その他	・サービス提供に必要な加算追加が他にある場合があります。その際はその都度説明します ・各種保険の他、公費負担者医療もお取り扱いいたします。 ・保険制度改定に伴い利用料金を変更される場合があります。	
介護保険・医療保険外の料金について		
交通費	なし	距離により設定
延長料金	90分以上の看護について、30分を超えるごとに5,000円を徴収します。ただし、下記の要件の場合に限る。 （要件） ・特別管理加算対象外の方	90分以上の看護について、30分を超えるごとに5,000円を徴収します。ただし、下記の要件の場合に限る。 （要件） ・厚生労働大臣が定める疾病を持つ方（小児） ・特別管理加算対象外の方 ・医師の特別指示書が無い方
その他	・各種保険の他、公費負担者医療もお取り扱いいたします。 ・保険制度改定に伴い利用料金を変更される場合があります。	

## 5 **ご利用にあたってのお願い**

- ・保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・やむを得ず予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

## 6 **事故発生時及び緊急時の対応**

- ・指定訪問看護サービス提供にあたり、事故等が発生した場合、事態に応じて適切な処置を行うと共に、利用者及びご家族への通知、主治医への報告等を行います。
- ・また、必要に応じて市町村、当該居宅介護支援事業者等への連絡も行います。
- ・利用者の病状及び心身の状態に変化が生じた時は、主治医への報告や緊急訪問等適切に対応いたします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じる事とします。
- ・利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに損害賠償を行うこととする。

## 7 **苦情のご相談**

- (1) サービス提供への苦情などは、いつでも受け付けております。

下記の窓口までお申し出ください。

- ・苦情受付担当者（本事業所のサービス内容に関する苦情を承ります。）

管理者 岸本 幸恵 （連絡先 電話 0857-51-7802）

- ・苦情解決責任者

医療法人賛幸会 副理事長 田中 敬子（連絡先 電話 0857-51-7801）

医療法人賛幸会 副理事長 田中 淳（連絡先 電話 0857-51-7801）

- (2) 本事業所以外にも市町村、公的機関にて苦情申し立てを行うことができます。

- ・鳥取県国民健康保険団体連合会 [介護保険室]

(電話) 0857-20-2100 (FAX) 0857-29-6115

- ・鳥取県社会福祉協議会 [鳥取県福祉サービス運営適正化委員会]

(電話) 0857-59-6335 (FAX) 0857-59-6340

(電子メール) [unei-t@tottori-wel.or.jp](mailto:unei-t@tottori-wel.or.jp)

- ・鳥取市福祉部長寿社会課 (電話) 0857-30-8212 (FAX) 0857-20-3906

- ・八頭町保健課 (郡家保健センター) (電話) 0858-72-3566 (FAX) 0858-72-3565

- ・若桜町町民福祉課 (電話) 0858-82-2232 (FAX) 0858-82-0134

- ・智頭町保健センター智頭町役場福祉課介護保険係

(電話) 0858-75-4102 (FAX) 0858-75-4110

## 8 **訪問看護ステーションはまゆうの従業者の体制**

管理者 1名 常勤1名 (訪問看護師と兼務します)

訪問看護師 4名 常勤2名、非常勤2名

理学療法士 1名 非常勤1名

## 9 訪問看護ステーションはまゆうの沿革

平成 11 年 10 月 1 日老人保健法に基づく指定を受ける。鳥取県第 36 号。  
平成 12 年 4 月 1 日介護保険法の居宅サービス事業者のみなし指定事業者となる。  
平成 18 年 4 月 1 日介護予防訪問看護サービス事業所の指定事業所となる。

## 10 営業地域

鳥取市及び八頭郡、岩美郡等で車で片道 30 分の範囲とします。

## 11 事業者概要

事業者	医療法人賛幸会
事業所の名称	訪問看護ステーションはまゆう
代表者	理事長 田中 彰
ステーションコード	0190058
事業所の所在地	鳥取市野寺62番地1
連絡先	営業時間内 0857-51-7802 時間外 0857-51-7801

### 事業目的

要介護老人、在宅療養者などに対して、生活の質の確保を重視し、全体的な日常生活動作能力の維持、回復を図ると共に、家族及び外部からの支援によって住み慣れた地域社会や家族で療養できるよう、在宅医療の推進を図る。

### 運営方針

- ① 地域との結びつきを重視し、市町村及び他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努める。
- ② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

第三者評価 実施していません

## 12 個人情報の保護について

- (1) 医療法人賛幸会の規程により、処理をすることとしております。

訪問看護事業を実施する上で個人情報の取り扱いとなるものは、以下の種類があります。カルテ、訪問看護指示書、訪問看護報告書、訪問看護計画書、情報提供書、継続看護連絡表、サービス提供票、訪問看護給付管理チェックリスト、自己負担請求伝票など、コンピュータ入力により処理を行い、印刷して保存、又は関係機関へ提出しています。

関係機関とは、主治医、ケアマネ、病院、又はショート利用施設、デイサービス事業所、デイケアサービス事業所等です。上記のうち下線の書類については、事業を遂行する上で定められたものであります。その他情報の提供が必要な場合には、本人又はご家族、の同意を得た上で行います。法律上、訪問看護に関連するカルテ等の書類は終了後 5 年間の保存期間が設定されており、その後適切に処

理をしております。

(2) 個人情報の本人への開示について

当事業所の利用者は、当事業所が保有する自己の診療に関する個人情報について、指定の書式に基づいて開示を請求する事ができます。提供する開示の範囲については、訪問看護指示書、訪問看護計画書、報告書、訪問看護記録、報酬請求書、介護サービスにかかる計画書・提供した内容等の記録等、利用者の看護を目的として医療従事者が作成した記録とします。

以上は別に定める規定に基づき、文書で請求され、検討の結果開示するものですが、開示を拒む場合もその理由について請求者に回答をします。

### 13 訪問看護実習生の受入れについて

当事業所は、看護職の養成学校をはじめ訪問看護にたずさわる人材の育成に協力するため、実習生の受け入れをしております。年間を通じて複数回の実習があります。通常の訪問看護師に同行して、在宅での看護を学びますのでご協力をお願いします。

### 14 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。

### 15 理学療法士等による訪問看護について

当事業所では、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問することがあります。

### 16 身体拘束等の禁止

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

### 17 感染症蔓延及び災害発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害情報を把握し安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行

います。

- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防策を講じて必要な訪問を行います。

## 18 **業務継続へ向けた取り組みについて**

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 附則

この重要事項説明書は、平成30年10月10日より施行する  
この重要事項説明書は、平成31年4月19日より施行する  
この重要事項説明書は、令和元年6月24日より施行する  
この重要事項説明書は、令和元年10月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和元年11月16日より施行する  
この重要事項説明書は、令和2年7月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和3年4月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和4年5月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和4年6月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和4年11月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和5年9月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和6年1月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和6年6月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和6年7月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和6年10月1日より施行する  
この重要事項説明書は、令和7年2月1日より施行する

# 同意書

令和 年 月 日

## 事業者

当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

<事業者> 鳥取市野寺62番地1  
医療法人賛幸会  
訪問看護ステーションはまゆう  
理事長 田中 彰 印

<説明者> 訪問看護ステーションはまゆう  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 利用者

私は、居宅介護サービスのサービス内容及び重要事項について本書面に基づいて、事業者から説明を受け、内容について同意します。

<ご本人>

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

<代理人 / 代筆者> (どちらかに○をする)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

代筆理由 ( )

続柄 ( )



# 重要事項説明書

## (介護予防) 訪問リハビリテーション

医療法人賛幸会

老人保健施設はまゆう訪問リハビリテーション事業所

# 1 当事業所の概要

## (1) 事業所の概要

事業所名	老人保健施設はまゆう訪問リハビリテーション事業所
所在地	鳥取市野寺62番地1
連絡先	0857-51-7802
管理者名	田中 敬子
サービス種類	(介護予防) 訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	3150180234号
サービス提供地域	鳥取市、八頭郡、岩美郡
事業目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ること
運営方針	1 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
第三者評価	無

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

## (2) 営業時間

- ・営業日 元日を除く月曜日から土曜日（年間休日105日）
- ・営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- ・サービス提供時間 午前8時45分から午後5時

## (3) 職員体制

- ・管理者 医師 1名（常勤兼務1名）
- ・従業者 理学療法士 1名（常勤兼務1名）  
作業療法士 0名  
言語聴覚士 0名

（以下、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を理学療法士等という）

## (4) 職務の内容

- ・管理者 当事業所に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- ・従業者 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画または介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

# 2 当事業所の相談・苦情窓口

TEL : 0857-51-7802

受付担当者：看介護次長 松原 広美

通所統括次長 竹内 幸治

解決責任者：施設長 田中 敬子

受付時間：午前8時30分から午後5時30分

本事業所以外にも市町村、公的機関にて苦情申し立てを行うことができます。

- ・鳥取県国民健康保険団体連合会 [介護保険室] (電話) 0857-20-2100 (FAX) 0857-29-6115
- ・鳥取県社会福祉協議会 [鳥取県福祉サービス運営適正化委員会]  
(電話) 0857-59-6335 (FAX) 0857-59-6340
- ・鳥取市福祉部長寿社会課 (電話) 0857-30-8212 (FAX) 0857-20-3906
- ・八頭町保健課 (郡家保健センター) (電話) 0858-72-3566 (FAX) 0858-72-3565
- ・若桜町町民福祉課 (電話) 0858-82-2232 (FAX) 0858-82-0134

### 3 サービス内容

- (1) 理学療法士等が、ご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では、知的能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。
- (2) 交通事情などにより、稀にサービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。

### 4 利用料金

#### (1) 費用

指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、指定訪問リハビリテーション等という）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けます。

基本料金の単位数（1単位＝10円・自己負担割合が1割の場合、1単位＝1円となります）

- ・訪問リハビリテーション費 308単位/回（20分）
- ・介護予防訪問リハビリテーション費 298単位/回（20分）

各種加算の単位数（1単位＝10円）

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3単位/回
- ・短期集中リハビリテーション加算（3ヶ月以内） 200単位/日
- ・12月超減算（介護予防の場合のみ） －30単位/回（20分）

#### (2) その他の費用

利用者の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担になります。また、サービス提供地域外への訪問に要する交通費は、あらかじめ利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たうえで、その実費を徴収させていただきます。

### 5 緊急時の対応

(1) 指定訪問リハビリテーション等サービス提供にあたり、事故等が発生した場合、事態に応じて適切な処置を行うと共に、利用者及びご家族への通知、主治医への報告等を行います。また、必要に応じて市町村、当該居宅介護支援事業者等への連絡も行います。

(2) 利用者の病状及び心身の状態に変化が生じた時は、主治医への報告や緊急訪問等適切に対応いたします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じる事とします。

(3) 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに損害賠償を行うこととします。

### 6 個人情報の保護について

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

#### 【法人の概要】

名称 医療法人賛幸会  
設立 平成10年4月  
所在地 鳥取市野寺62番地1  
代表者 理事長 田中 彰

#### 附則

この重要事項説明書は平成29年11月6日から施行する。  
この重要事項説明書は平成30年4月1日から施行する。  
この重要事項説明書は平成30年10月1日から施行する。  
この重要事項説明書は平成30年11月1日から施行する。  
この重要事項説明書は令和元年10月1日から施行する。  
この重要事項説明書は令和元年11月16日から施行する。  
この重要事項説明書は令和2年9月16日から施行する。  
この重要事項説明書は令和3年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は令和4年5月20日から施行する。  
この重要事項説明書は令和5年10月1日から施行する。  
この重要事項説明書は令和6年6月1日から施行する。  
この重要事項説明書は令和6年9月16日から施行する。  
この重要事項説明書は令和7年2月1日から施行する。

# 同意書

年 月 日

## 事業者

当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

<事業者>

鳥取市野寺6 2番地1

医療法人賛幸会

老人保健施設はまゆう訪問リハビリテーション事業所

理事長 田中 彰 印

<説明者>

老人保健施設はまゆう訪問リハビリテーション事業所

氏名

印

## ご利用者

私は、サービス内容及び重要事項について本書面に基ついて、事業者から説明を受け、内容について同意しました。

<ご本人>

氏名

印

住所

<代理人 / 代筆者の場合> (どちらかに○をする)

氏名

印

住所

代筆理由 ( )

続柄 ( )